

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

荒子集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 4経営体（うち認定農業者：4経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

中心農家に対する農地集積を進め農業の効率化を図る。

宅地化が進んでいる場所も多く、農地の維持が難しくなっているが、できる限り遊休農地の解消に努めるとともに、遊休化した場合でも、草刈等の保全を協力して行う。

鳥獣害対策に対しては、協力して有効な被害防止策をとっていきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

菖蒲池集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

地域区民と農産物との調和を図り生産性及び付加価値を高める農産物を作り販売していく。

また、遊休農地および調整水田等は作物生産に結び付ける様に区民一同協議しながら努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

堂本集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 4経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

人・農地プランに基づき、集落内中心農家への農地の集約を図り、中心農家の経営規模拡大を進め、将来的には、中心農家を主体とした生産組織への移行を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

中津川集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 3経営体（うち認定農業者：3経営体）

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

中津川区に集積農家は無く、当面は区内の農地は複数の区外の委託農家と区内の自作農家によって営農されることになるが、将来的には、面的農地集積を進めていく。また、集約農家に所有農地を委託した農家においては、残した農地で家庭菜園を営むことにより、区民相互の生きがいと健康増進を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

東大月集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

後継者がいないため、認定農業者等に農地を預け集積していくこととなる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

小矢戸集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農地中間管理事業の活用も視野に入れ、農地集積に賛同してくれるよう、担い手農家と話し合いを行う。

鳥獣害対策は、住民一緒になって電気柵等の対応にあたる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

下舌集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

各集落単位ではなく、広域的に農業経営を行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

右近次郎集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

既存の認定農業者1名と法人を地域の中心となる経営体と位置づけ、農地の集積を促進する。

法人では、農地集積により生ずる余剰労力を活用し、特産作物の生産拡大を図る。

生産物の高付加価値化を図るため、環境調和型農業を研究する。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

千歳集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人                      1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

中心農家に対し集積を進めることで、集落内の農地を守り、集積されない農地についても地区住民が協力して遊休農地の発生の抑制に努める。

有害鳥獣対策に対しては、地区住民が協力して取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

中村町集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 7経営体

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

特産指定の里芋・ネギの生産拡大を図るため、機械の共同購入・利用、農地提供農家に選別等の共同作業を担ってもらう仕組みづくりに取組む。  
いのしし対策等を集落ぐるみの共同作業として位置づけ、取組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

荒子町集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 4経営体

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

水稻のほか、特産のサトイモの生産にも取り組んでいく。

将来の営農や農地の管理を考えると、集落営農組織の必要性は感じているが、リーダー的な人材が不在で組織化に至らない状況にある。リタイアする人がでてきた場合などは、農地中間管理事業の活用を視野に入れ、中心農家へ農地を集積し、効率的な営農ができるよう努めていく。

今後、木本全体での集落営農組織の立ち上げを検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

佐開集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

集落営農（任意組織）	1 組織
個人	1 経営体

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

鳥獣害の有効対策を検討する。

遊休農地の対策を検討する。

TPP等、最近の農業情勢を考えれば、今後は小規模の農業では経営が成り立たなくなり、また国等の援助も受けられなくなるので、当面は生産組合を中心とした集落営農を続け、近い将来、法人化に向け検討する必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

上五条方集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

中心経営体が団地化した農地で効率良く営農できるよう、配慮しながら、農地の集積を促進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

稲郷集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

集落内の兼業農家について、集落営農組織への面的集積を促進するとともに、営農組織での低コスト化を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

上据集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

担い手の負担を軽減するために人手のかかる作業には協力する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

東山集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

担い手への農地の集積を図ると共に、園芸作物の導入を促進していく。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

医王寺集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

現在は遊休農地はないが、出たときは経営体と協議して地域農業を維持管理する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

中据集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 6経営体（うち認定農業者：3経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

集落内の認定農業者等を今後の中心となる担い手農家と位置付けるが、当面は、個々の農業者が現在の耕作地を管理していくこととし、面的な農地集積や園芸の導入について、順次検討していく。

新規就農者を育成していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

森政領家集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 4経営体（うち認定農業者：4経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

比較的規模の大きい農家が多く、水稻や里芋、ねぎの栽培をしながら自立している。

現状をいかに維持していくかが今後の目標とする。

他地区での受託も多くなると予想される。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

上唯野集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる農家に農事組合法人あらしま、中休営農組合を位置づけし、集落内の個人農家で営農を続けられなくなった場合の受け皿となり、地域の農業を担っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

下唯野集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人            2経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

当地区の農地は現在、約6割が既存の認定農業者に集積され、残りの農地においても後継者が確保しにくい状況であり、今後も認定農業者を地域の中心と位置づけ、農地の集積を促進し農地の維持を図る。

規模拡大に伴う労働力の不足に対しては、出し手農家が草刈や水管理を行うなど、地域の中心となる農家をサポートする体制を構築し、園芸生産組合で転作地を借り受けし、共同作業による野菜等の栽培を通じ、常に住民の顔が見えるような集落を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

上野集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

認定農業者による水稻栽培を中心に農地の集積を図り、農業経営におけるコスト削減を実現し、地区内での安定した運営を目指す。また、新規就農者により水稻調整面積を麦・そばを中心とした基幹作物と露地野菜を含めた園芸作物により土地の有効活用を行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

富嶋集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

区としての課題は、区内の農地から遊休農地を出さないことである。幸い現在、遊休農地は存在しないが今後発生する恐れは十分考えられる。そのためにもやむを得ず離農せざるを得なくなった農家の農地を区として貸し付けや委託の方法で区内の農業者が耕作していくことを最大の目標としている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

森目集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 6経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

当分の間、中心となる経営体6人に農地を集積して、農業をやむなく継続できなくて耕作放棄地となることを防ぐ。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

土布子集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

中心経営体に集積していく。

真名川、九頭竜川両方に挟まれ獣の害有。電気柵等を設置し被害を防ぐ。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

下麻生嶋集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

当地区の農地は現在、約6割が担い手に集積されている。残り4割の農地においても後継者が確保できにくい現状であり今後は、担い手への集積が進んでいくと考えられる。課題としては、担い手への集積が進み耕作規模が拡大すると現在の設備規模では無理となるので、新たな設備投資が必要である。また、規模拡大をしたとき労働力も不足するが、出し手農家の労働力を有効利用する体制を構築していく方向を模索する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

柿ヶ嶋集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

認定農業者1名を地域の中心となる農家に位置づけたい。

集落内で離農するような農家があるときは農地中間管理機構に預けていく方向で耕作放棄地を作らない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

森本集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

出来るだけ中心農家に農地を集約していきたい。

鳥獣害対策は区民で行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

花房集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 4経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地所有者の意向を尊重し、集落営農者に貸し付けることも可能。

### 6. 地域農業の将来のあり方

後継者が見当たらない集落実情からして農地の集積は必至であり、営農の障害となる畦畔の草刈り作業の排除の為、集落内の全畦畔に芝桜を植栽し、受け手の中心経営体が受け易い基盤を整えると共に、「芝桜の里」として景観を誇れるような村づくりを指向し、次世代の「故郷回帰」を促す。

中心経営体が受け難い悪条件の農地を集積し、出し手側による特産作物等の園芸や、芝桜の植栽で培ったノウハウを活用し、芝桜苗の育成・販売

等のニュービジネスを指向する。

拡大傾向に歯止めがかからない鳥獣害対策の克服を模索しながらも、農地中間管理機構を最大限活用し、耕作放棄地の根絶を期す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年10月20日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

石谷集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年10月20日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

堆肥の投入に助成するなど有機農業により慣行農業との差別化を図りたい。

中心となる農家へ農地を集積するなどし農地を維持していく。

イノシシやハクビシンがいるため、被害防止対策を講じていきたい。